

令和7年分申告相談会日程表

【3月】

日にち	受付時間	対象地区
2日 (月)	8:45~11:00	四ツ谷、土田、上戸駅前、荻窪
	13:00~16:00	桜ヶ丘、上戸、吾妻行政区外
3日 (火)	8:45~11:00	千貫、釜井、北高野、田子沼
	13:00~16:00	長瀬行政区外、木地小屋
4日 (水)	8:45~11:00	古城町、西真行、百目貫
	13:00~16:00	柵次、月輪行政区外、大原
5日 (木)	8:45~11:00	本町、砂川、八千代、沼尻温泉
	13:00~16:00	土町、千里行政区外、壺下
6日 (金)	8:45~11:00	長坂、扇田
	13:00~16:00	猪苗代行政区外、上ノ上、水沢
9日 (月)	8:45~11:00	見柵、相名目、小平湯
	13:00~16:00	新町口、翁島行政区外、関脇
10日 (火)	8:45~11:00	松橋、中ノ沢

【2月】

日にち	受付時間	対象地区
9日 (月)	8:45~11:00	廻谷地、川桁(1組~11組)
	13:00~16:00	戸ノ口、三本木、金子沢、堤崎
10日 (火)	8:45~11:00	川桁(12組~23組)、小水沢
	13:00~16:00	葉山、富永、金曲
12日 (木)	8:45~11:00	今泉、翁島駅前、蜂屋敷
	13:00~16:00	名古屋町、東南真行、入江
13日 (金)	8:45~11:00	沼ノ倉、蟹沢、長浜、曲淵
	13:00~16:00	半坂、牛沼、湊志田、明戸
16日 (月)	8:45~11:00	上新町、天鏡台温泉、名家
	13:00~16:00	行津桜川、千代田、白木城
17日 (火)	8:45~11:00	旭町、大在家、西館、市沢
	13:00~16:00	新町イ、夷田、白津
	17:30~19:00	地区フリー夜間申告(電話予約制) ※平日の日中に来庁が困難な人のみ
18日 (水)	8:45~11:00	神明町、五十軒、六角、東館
	13:00~16:00	スキー場、打越、幸野、高森
19日 (木)	8:45~11:00	渋谷、仁蔵、下館、達沢
	13:00~16:00	新在家、新屋敷、酸川野
20日 (金)	8:45~11:00	九軒町、烏帽子、島田、道下
	13:00~16:00	見柵山、志津、小田
24日 (火)	8:45~11:00	三城湯、川崎、内野
	13:00~16:00	川上、都沢
25日 (水)	8:45~11:00	新堀向、不動、沼尻駅前
	13:00~16:00	樋ノ口
26日 (木)	8:45~11:00	磐根、中目、伯父ヶ倉
	13:00~16:00	新北町、松橋浜
27日 (金)	8:45~11:00	中町、西久保、田茂沢
	13:00~16:00	山湯、蒲谷地

- 会場は、役場正庁です。3階まではエレベーターをご利用ください。
- 次の時間帯は、大変混み合いますので、混雑緩和にご協力ください。
午前 → 8:45 ~ 8:55、10:50 ~ 11:00
午後 → 13:00 ~ 13:10、15:50 ~ 16:00
- 受付時間前には受付票を置いていませんので、受付開始時間以降にお越しください。
- 待ち時間を最小限にするため、指定日会場にご協力ください。どうしても都合がつかない場合は、指定日以外にお越しいただいて構いません。
- 平日の日中に来庁が困難な人は、2月17日(火)の夜間申告(17:30~19:00)にお越しください。夜間申告は、**事前に税務課に電話予約が必要**です。

【問い合わせ先】税務課 賦課係 ☎(62) 2113

申告相談

令和7年分申告相談会を次のとおり開催します。

▼申告相談会開催日

次ページ日程表のとおり。

▼会場

役場3階 正庁

▼申告相談会に持参するもの

①マイナンバーカード(顔写真付き)

※マイナンバーカードをお持ちでない人は、個人番号通知カードと運転免許証などの身元が確認できるもの

②還付がある人は、預金通帳等

▼その他の必要な書類(所得別)

給与所得者(給料、賃金、報酬含む)および公的年金受給者

源泉徴収票または賃金受給明細書

農業所得者

農業収入と経費を書いた収支内訳書、領収書、経費明細書、固定資産税課税明細書等

※収支内訳書は、必ず計算を完

了し持参してください。また、内訳ごとに領収書等をまとめてください。

事業所得者(農業所得者除く)

事業収入と経費、販売と仕入れ・棚卸額を書いた収支内訳書、経費明細書、領収書、給与、賃金支払明細書

不動産所得者(農地等の土地や家屋を賃貸している人)

①賃貸借契約書(受領した賃料および物納の場合は数量の分かるもの)
②経費が分かるもの(固定資産税課税明細書、土地改良区賦課金および水利費等の領収書)

▼控除関係に必要な書類等

①配偶者・扶養親族控除

その人の個人番号が分かるもの

②社会保険料控除

各種年金保険料、健康保険料領収書等

③生命保険・地震保険料控除

保険会社発行の生命保険(個人年金保険料、介護医療保険料を含む)、地震保険の控除証明書

④医療費控除

医療費控除の明細書(人・病院・薬局ごとに集計してください)、病院等の領収書または医療保険者等の医療費通知書、補てんされた金額が分かるもの。

※医療費控除の明細書は、必ず集計を完了し持参してください。

⑤障害者控除

障害者手帳、介護保険の障害者控除対象者認定書等

⑥ひとり親、寡婦控除

令和7年12月31日現在において、ひとり親または寡婦に該当する場合は、控除を受けることができませんので、申告相談の際に申し出てください。

⑦寄附金控除

寄附した団体から発行される証明書、受領書

⑧次の場合には申告が必要です

①「田んぼを貸している人」や「シルバード人材センターで働いた人」は申告が必要です。

②公的年金等の収入が400万円以下でその他の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、住民税の申告は必要です。

③所得が全くなかった人でも、次に該当する人は住民税の申告が必要で、

・国民健康保険・介護保険・国民年金に加入している人

・各種給付・手当等を受給している人

・町営住宅、こども園等の町の施設を利用している人

・雇用保険・障害年金・遺族年金等の非課税収入だけの人や収入がなかった人で、親や子どもの税制(申告)上の「扶養控除」の対象になっていない人

▼受付できない申告

次の申告は、税務署で申告してください。

・青色申告

・土地、建物、立木の譲渡申告

・仮想通貨の申告

・ストックオプションの申告

・先物取引の申告

・外国税額控除の申告

・雑損控除の申告

・国外居住者の扶養控除の申告

・初年度の住宅借入金等特別控除の申告

・住宅借入金等特別控除に係るローンの借り換えの申告

固定資産

家屋の異動があった場合には必ず申告をお願いします

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産を所有している人に課税される税金です。

家屋の新築、増築、取り壊し、所有者変更などの異動があった場合は、税務課に申告が必要です。

家屋を新築、増築した場合

完成した年の翌年から課税されます。

職員が評価額算出のための調査に伺います。調査内容は、家の間取りや各部屋の仕上げなどの確認です(賦課資料の参考として、写真撮影を行いますのでご了承ください)。調査時間は、1時間半程度です(床面積の大小により異なります)。

職員が文書や電話で調査の日程を調整しますが、連絡をいただければ随時調査に伺います。

家屋を取り壊した場合

取り壊した年は課税されませんが、申告または登記により翌年

からは課税されません。

登記が遅れる場合や未登記家屋の場合

取り壊した床面積の大小に関わらず、税務課に「家屋異動申告書」の提出が必要です。併せて現地確認も行います。

登記されている家屋の場合

該当する家屋の所在地を管轄する法務局で「建物滅失登記」を行う必要があります。登記を行うと、法務局から税務課へ通知が届きますので、税務課への申告は必要ありません。

家屋の所有者に変更があった場合

申告または登記により取得した年の翌年から課税されます。

登記が遅れる場合や未登記家屋の場合

相続や売買などにより所有者が変更になった場合は、税務課に「家屋異動申告書」の提出が必要です。

所有者の確認を行い、新たな所有者に翌年から課税します。

登記されている家屋の場合

法務局で「所有権移転登記」を行う必要があります。手続きを行うと、法務局から税務課に通知が届きますので、税務課への申告は必要ありません。

住宅用地に対する課税標準の

特例

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積によって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

特例は次のとおりです。

小規模住宅用地

住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートル以下の土地

課税標準額

土地の決定価格の6分の1

一般住宅用地

住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートルを超え、住宅の総床面積の10倍までの土地

課税標準額

土地の決定価格の3分の1

※家屋の床面積の10倍を超える部分の土地は、住宅用地特例の適用はありません。家屋の新築、増築や取り壊しなどを行った場合は、税務課に「住宅用地異動申告書」の提出が必要です。

問い合わせ先

税務課 賦課係

☎(62)2113

登記に関するお問い合わせは、福島地方法務局若松支局へ

☎(27)1501

または、お近くの司法書士や土地家屋調査士にご相談ください。

償却資産の申告をお願いします

令和8年1月1日現在で、事業のために所有している構築物、機械、車両・農機具(自動車税種別割・軽自動車税種別割が課税されている車両を除く)、工具などは、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

昨年申告した人や所有が確認できている人には、申告書を送付しましたので、前年中に増加または減少した資産を記入の上、期限までに申告をお願いします。所有するものが償却資産に該当するのかわからない人や、申告する必要があるのかわからない人は、お気軽に税務課にお問い合わせください。

申告書提出期限

2月2日(月)

次の人も申告が必要です

・昨年から資産に変更がない人
・免税点(課税標準額150万円)未満の人
・事業をやめたのに申告書が届いた人

※事業をやめた人は、廃業した旨を備考欄に記入してください。

問い合わせ先

税務課 賦課係

☎(62)2113

ごみ

家庭系廃食用油の回収をしています

町では、家庭系廃食用油を回収し、リサイクルしています。

回収できる油

・食用油全般(サラダ油、ごま油、菜種油、コーン油、ひまわり油、紅花油、オリブオイル、ラード、バター、ココナッツオイルなど)
※揚げかすが多少混じっていても構いません。

回収できない油

・食用でない油(機械油、エンジンオイル、ガソリン、灯油、軽油など)
・食用であっても100%油で

ないもの(マヨネーズ・ドレッシングなど)

回収場所

・リオン・ドール猪苗代店(休憩スペース)
・役場庁舎1階(町民生活課窓口カウンター向かい側)

回収方法

回収場所から空の回収用ポットを持ち帰り、家庭から出た廃食用油を入れて回収ボックスに入れてください。

○回収用ポット↓回収ボックスへ



問い合わせ先

町民生活課 環境係
☎(62)2114

善意をありがとうございます

○教育振興事業寄付金として

猪苗代中学校昭和26年度卒業同級会は12月1日、教育振興に役立てて欲しいと、町に4万5千円を寄付しました。

○小林栄顕彰会

小林栄顕彰会は12月4日、町に「野口英世の恩師 小林栄」約90冊を寄贈しました。寄贈された冊子は、町内小学校の4年生に配付されます。



佐藤隆宏教育長に冊子を手渡す鬼多見賢副理事長(右から2人目)ら

ご存じですか？

相続登記と住所等変更登記が義務化されました

●相続登記と住所等変更登記の義務化

令和6年4月1日から相続登記が義務化され、施行日以降に相続が発生した場合には、相続が発生した日から3年以内(施行日以前に相続が発生している場合には施行日から3年以内)に相続登記を行わなければならないとなりました。

令和8年4月1日には住所等変更登記が義務化され、不動産を所有している個人または法人は、住所や氏名、本店や商号等に変更が生じた場合には、変更が生じた日から2年以内(施行日以前に変更が生じている場合には施行日から2年以内)に変更登記を行わなければならないとなりました。

相続登記と住所等変更登記の申請を正当な理由な

く怠った場合には、過料が課せられることがあります。

詳しくは、法務省ホームページの相続登記義務化特設ページをご確認ください。

福島地方法務局若松支局 ☎(27)1498



相続登記



住所等変更登記

●出前講座

福島地方法務局では、相続登記と住所等変更登記の義務化に関する出前講座を実施しています。

出前講座の詳細は、福島地方法務局ホームページの出前講座申し込みページをご確認ください。

福島地方法務局(本局) ☎024(534)2045



出前講座

催し

新年あいさつ交歓会を開催します

年頭にあたり、さらなる町政伸展を誓うため「新年あいさつ交歓会」を開催します。どなたでも予約せずに参加できます。

- ▼開催日時 1月5日(月) 午前11時30分
- ▼開催場所 役場3階 正庁
- ▼会費 1人500円
- ▼問い合わせ先 総務課 秘書広報係 電話(62) 2111

報告会

令和7年度町地域おこし協力隊活動報告会を開催します

現在、町では6人の地域おこし協力隊員がさまざまな活動を行っています。そんな隊員の人柄や活動内容を町民の皆さんに知ってもらうため、本年度も報告会の開催を予定していますので、この機会にぜひご参加ください。

詳細は、来月号と一緒に発送するチラシでお知らせします。

- ▼開催日時 3月18日(水) 午後6時から午後7時30分まで
- ▼場所 学びいな 大研修室
- ▼問い合わせ先 企画財務課 企画調整係 電話(62) 2112



これまでの活動を報告しますので、ぜひ会場にお越しください。

水道

冬期間の水道料金・下水道使用料は概算料金になります

冬期間は、積雪により水道メーターの検針が困難になるため、一部を除き概算で料金を算出しています。

1月から4月に請求する料金は、10月から12月分の使用水量

(仮称)イオンタウン福島南矢野目増築に係る説明会を開催します

県商業まちづくりの推進に関する条例により、新設届出者が説明会を開催します。

- 施設名称と所在地 イオン福島店・(仮称)イオンタウン福島南矢野目(福島市南矢野目字西荒田50番地17外、福島市南矢野目字中谷地33番地)
- 日時 1月22日(木)1回目：午後2時～3時、2回目：午後6時～7時
- 会場 福島市役所 北信支所(福島市鎌田字中江1番地)
- その他 届出内容は、県庁と関係市町村で縦覧できます。縦覧場所などの詳細は、県ホームページをご覧ください。
- イオンタウン(株) 開発本部 東北開発部(担当：佐藤) 電話022(722)3671

(または前年度実績水量)の平均で算出した概算料金になります。実際に使用した分との差額は、4月25日から5月5日の水道メーター検針の結果に基づき5月請求分で精算します。

冬期間に凍結防止による水の出しすぎや水道管の破損等による漏水があった場合、5月請求分が過大になりますので、給水装置の管理には十分注意してください。

水道料金・下水道使用料は便利な口座振替をご利用ください

口座振替を利用すると、毎月

- ▼問い合わせ先 上下水道課 水道管理係 電話(62) 5622

25日(口座振替日が土日・祝日の場合はその翌日)に指定口座から引き落としになり、納め忘れがなく、納付場所へ出かける必要がないため大変便利です。残高不足などにより口座振替ができなかった場合は、「口座振替不能通知書」を送付しますので、通知書を持って、金融機関窓口で納付してください(口座からの再振替はできません)。

- ▼手続き方法 ○手続き場所 町内の金融機関・郵便局 ※金融機関の窓口申込用紙が備え付けてあります。
- 必要なもの 通帳と届出印
- ▼納入通知書の発送日 毎月15日(土日・祝日の場合はその翌日)

相談

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員による行政相談会を毎月1回、第3水曜日に開催しています。

行政相談委員は、行政に関する苦情や意見を受け付け、解決のためにお手伝いします。

- ▼開催日時 1月21日(水) 午後1時から午後3時まで

後期高齢者医療被保険者「医療費のお知らせ」

後期高齢者医療広域連合では、皆さんの医療費や健康に関する理解を深めていただくため、医療機関からの請求書に基づき、毎年1回「医療費のお知らせ」を送付しています。医療費のお知らせが届きましたら、内容を確認し、不明な点や誤りがあった際には、コールセンターにご連絡ください。

- 対象 令和7年1月～12月の間に保険診療を受けた福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者 ※請求の関係により、対象期間内に受診していても記載されない場合があります。
- 内容 受診年月、医療機関等名称、診療区分、自己負担相当額など ※傷病名や調剤名などの診療内容は、医療機関にお問い合わせください。
- 通知時期 令和8年2月下旬から順次発送 ※1年間の医療費情報を掲載するため、発送時期を早めることはできません。
- その他 ○医療費のお知らせを受け取ったことよって発生する手続きはありません。○医療費のお知らせは、原則再発行しませんので、なくさないように大切に保管してください。○県内全域に順次発送の関係上、個別の発送には応じておりません。○確定申告を急ぐ場合は、領収書により申告手続きをお願いします。 ※医療費控除の詳細に関することは、最寄りの税務署等にお問い合わせください。○亡くなった人の「医療費のお知らせ」が必要な場合は、令和8年2月下旬以降に、市町村窓口で手続きをしてください。

医療費のお知らせが届きましたら、内容を確認し、不明な点や誤りがあった際には、コールセンターにご連絡ください。

医療費のお知らせが届きましたら、内容を確認し、不明な点や誤りがあった際には、コールセンターにご連絡ください。

人権擁護・行政相談委員合同相談会

人権擁護委員と行政相談委員による合同相談会を開催します。

人権擁護委員は、地域住民の人権の擁護と人権思想の普及・高揚を目的に活動しています。

- ▼開催日時 2月6日(金) 午前10時から午後3時まで

「アラートの全国一斉情報伝達試験が行われます」

全国瞬時警報システム(Jアラート)の情報伝達試験が、全国一斉に行われます。

全国瞬時警報システム(Jアラート)の情報伝達試験が、全国一斉に行われます。

防災

「アラートの全国一斉情報伝達試験が行われます」

全国瞬時警報システム(Jアラート)の情報伝達試験が、全国一斉に行われます。

- ▼実施日時 2月6日(金)午前11時

有料広告募集中

町では、「広報猪苗代」に掲載する有料広告を募集しています。事業所の宣伝、広告などにぜひご活用ください。手続きや料金など、詳しくは下記にお問い合わせください。

総務課 秘書広報係 電話(62) 2111

- ※実際の災害等の発生により、中止になる場合があります。
- ▼実施内容 防災行政無線から、「これは、Jアラートのテストです」と放送が流れます。
- ▼問い合わせ先 総務課 防災情報係 電話(62) 2111

福祉

新しい民生委員・児童委員の皆さんを紹介し ます

民生委員・児童委員は、地域に暮らす人たちの生活状況を把握し、いろいろな相談に乗ったり支援を必要とする人が自立した日常生活を送ることができるよう助言や援護を行っています。昨年12月1日から新任・再任となった委員の皆さんは、次ページのとおりです。困ったことがあったら、各地区担当の委員にご相談ください。相談する場面の連絡先などは、町社会福祉協議会が発行する「社協だより」でご確認ください。



二瓶盛一町長から辞令の交付を受ける伊藤良春さん(右)

また、11月30日で退任し、町長感謝状(在任5年以上10年未

満)と厚生労働大臣感謝状(在任6年以上)を受けた皆さんは、次のとおりです(いずれも敬称略)。

- 上新町 松本 治(在任6年)
- 磐根 土屋 敏夫(在任9年)
- 烏帽子 高橋三雄(在任9年)
- 西館 鈴木 輝夫(在任9年)
- 千代田 鈴木 道夫(在任9年)
- 扇田 古川美智子(在任6年)
- 八千代 柳原 律子(在任15年)
- 小平湯 佐藤 玲子(在任12年)
- 関脇 佐藤 久仁(在任6年)
- 幸野 別府ハツエ(在任6年)
- 小田 増子マチ子(在任6年)
- 大原 小檜山政恒(在任6年)
- 市沢 長澤由美子(在任6年)
- 沼尻駅前玉根 吉利(在任9年)
- 川 榊 大坂サク子(在任9年)

▼問い合わせ先
保健福祉課 社会福祉係
☎(62)2115
町社会福祉協議会
☎(62)5168

児童クラブ

令和8年度放課後児童クラブ利用申請のご案内

児童クラブでは、留守家庭児童の放課後の生活支援や学校長

期休業中の余暇支援を集団で行っています。

児童クラブを利用するには、毎年申し込みが必要ですので、忘れずにお願ひします。

▼対象児童

- 次の①～③の全てに該当する児童
- ①町内小学校に在籍する1年生から6年生の児童
- ②留守家庭の児童
- ③心身に著しい障がいのない児童

▼開設場所と定員

児童クラブ名	開設場所	定員
猪苗代小学校第1	猪苗代小学校敷地内	各40人程度
猪苗代小学校第2		
猪苗代小学校第3	猪苗代小学校パソコン室	
猪苗代小学校第4		
猪苗代第二小学校第1	千里地区コミュニティセンター	
猪苗代第二小学校第2		
猪苗代第二小学校第3		猪苗代第二小学校家庭科室

▼開設時間

- ①月曜から金曜の平日 放課後～午後6時
- ②土曜日、学校長期休業中、学校振替休日(運動会等による振替休日)
- 午前7時30分～午後6時

▼支援内容

- 生活や余暇の支援
- ①負担金 月額2千円
- ※減免規定があります。
- ②その他
- 教材費 月額1千円
- 傷害保険料 月額1千円程度
- おやつ代金 実費分

▼申込方法

所定の利用申請書により、各児童クラブまたは保健福祉課に申し込んでください。

負担金は、利用申請者の指定する口座から引き落としになります。初めて登録する人は、取引金融機関(銀行、J.A.郵便局)に口座振替依頼書を提出し、引き落としの手続きをしてください。

利用申請書と口座振替依頼書は、各児童クラブ、保健福祉課、各子ども園に備え付けてあります。

▼申込期限 1月30日(金)

▼問い合わせ先

保健福祉課 社会福祉係
☎(62)2115

(任期:令和7年12月1日～令和10年11月30日)

地区	氏名	担当地区	
月輪	佐藤 美晴(壺下)	上戸、上戸駅前、湊志田、壺下	
	大川原浩吉(山瀧)	山瀧、田子沼	
	佐藤 久雄(金曲)	金曲、夷田、川崎	
	渡部百合子(中目)	松橋、中目、小平湯、松橋浜	
	渡部 淳(都沢)	関脇、都沢、志田浜	
	長瀬	本多 康雄(幸野)	幸野
伊藤 良春(川桁)		川桁の一部	
鈴木 秀一(川桁)		川桁の一部	
石田幸一(新屋敷)		道下、新屋敷、曲淵	
鈴木智恵子(白津)		白津、東館	
星 孝子(下館)		内野、明戸、下館	
武田 京子(伯父ヶ倉)		荻窪、志津、水沢、伯父ヶ倉	
吾妻		本田由里子(白木城)	白木城、小水沢
		永島 優子(樋ノ口)	樋ノ口
		鈴木 清信(小田)	小田
	遠藤 昇(名家)	酸川野、名家、田茂沢	
	由井 勝広(大原)	大原、木地小屋	
	渡部 晶子(市沢)	市沢、金堀、大島原、蒲谷地	
千	大泉 照勝(中ノ沢)	中ノ沢、達沢	
	田中 幹康(沼尻駅前)	高森、沼尻温泉、沼尻駅前	
	猪苗代	野口 啓子(三城瀧)	三城瀧、新在家、大在家
		石川 夕香(土田)	五十軒、砂川、不動、天鏡台温泉、磐根
野口 照子(東南真行)		烏帽子、釜井、東南真行、西真行	
安達 利一(西久保)		戸ノ口・三金、西久保、蟹沢・長浜、行津桜川	
渡部 洋子(翁島駅前)		翁島駅前、土田	
石澤 房昭(西館)		西館、打越、富永	
千	渡部 久(相名目)	牛沼、相名目、入江、廻谷地、仁蔵、蜂屋敷	
	鈴木 豊(千代田)	千代田	
	佐賀 房夫(北高野)	北高野、六角	
	山田 澄子(扇田)	扇田	
	長沼 恵美(上ノ上)	上ノ上の一部	
	宇南山順子(島田)	上ノ上の一部	
里	土屋 重康(堤崎)	島田、堤崎、百目貫	
	阿部美千代(八千代)	八千代	

〈主任児童委員〉

氏名	担当地区
渡部真理子(島田)	猪苗代地区、吾妻地区
新田 眞弓(百目貫)	翁島地区、千里地区
渡部 久枝(壺下)	月輪地区、長瀬地区

〈地区担当委員〉

地区	氏名	担当地区	
猪苗代	中澤 悦子(四ツ谷)	四ツ谷、古城町	
	池田 敦子(名古屋町)	名古屋町の一部	
	涌井 靖弘(名古屋町)	名古屋町の一部	
	小松 素子(旭町)	本町、旭町	
	奥田 信一(新町口)	新町イ、新町口	
	神田 則子(九軒町)	上新町、九軒町	
	齊藤いづみ(半坂)	半坂、祢次	
	平山とし子(土町)	土町、葉山、中町、スキー場	
	矢森 静枝(今泉)	今泉、新堀向、桜ヶ丘の一部	
	小板橋晴雄(見祢)	見祢、沼ノ倉、見祢山	
翁島	後藤 新一(長坂)	渋谷、長坂、川上、千貫	
	佐藤光津子(神明町)	神明町	
	遠藤やい子(新北町)	新北町	
	千	野口 啓子(三城瀧)	三城瀧、新在家、大在家
		石川 夕香(土田)	五十軒、砂川、不動、天鏡台温泉、磐根
		野口 照子(東南真行)	烏帽子、釜井、東南真行、西真行
安達 利一(西久保)		戸ノ口・三金、西久保、蟹沢・長浜、行津桜川	
渡部 洋子(翁島駅前)		翁島駅前、土田	
石澤 房昭(西館)		西館、打越、富永	
千	渡部 久(相名目)	牛沼、相名目、入江、廻谷地、仁蔵、蜂屋敷	
	鈴木 豊(千代田)	千代田	
	佐賀 房夫(北高野)	北高野、六角	
	山田 澄子(扇田)	扇田	
	長沼 恵美(上ノ上)	上ノ上の一部	
	宇南山順子(島田)	上ノ上の一部	
里	土屋 重康(堤崎)	島田、堤崎、百目貫	
	阿部美千代(八千代)	八千代	